田代幹夫著述

臺灣軍記

三下

臺灣軍記三編下

田代幹夫　編

再説赤松少将いその霄に既に溪間に宿陣あきんとせし折ゝ土蕃等夜撃を掛くべしゝゝ報告為せる者あるにへ寧先んじゝ制せんといふ議論熾んに沸騰せしゝば遂に石門へ進撃あもの軍議一定に及びて卒に開処を陣拂ひしゝ総軍進発あ生程に左右まゝゝ日い昏ゝり然るに夫

A 408
4
48-8064

卒尠少なべ死傷の者を持運為ゞ〳〵是非なく
兵士等死者を輿し傷者を脊負なゞしつゝ後陣
なる従ひ往く程なる宵闇なるもべ最暗きなる雨後の渓
水いまゞ涸もべ固より險岨の路なるを土蕃等例
の樹木を伐りて通路を防げなゞせしうべ全軍
大いなる行悩して恁てへ迚も進まゞ〳〵し姑く這
所なる陣を布て月の出るを俟つべしとて咸渓間
なる露卧なしつ稍真夜中も過るなる至りて月光山の
端なるさし昇りて僅らなる路次を照せしうべ先や
進めと令を下して鎮臺兵を先隊となるし徴集兵
を二陣として次第なる兵を繰出し漸く進んて双
渓口と言へる所なる近づく折しも遥らなる北の方
なるあとりて砲声の所なるなぞ偖ハ石門なる戦ひ
の始りとりと覺しきぞと衆軍大いなる勢ひ付て
又幾丁ら行く所へ適車城の水営より石門口へ
對へる兵なる送る所の糧食なる遇へりおの〳〵飢な

臨み一事も へ此兵粮を貪り食ふて稍人心地付き
しゝべ兵粮方の小吏も對ひて石門口の動静を
聞くも既も此手の一軍ハ昨夜杜丹の巣窟も進
入せ一支の趣き且まと西郷都督も彼地も進
發せゝせ一事ゐど箇様々々と報知るゐを全軍大
いも奮激して偖ハ石門へ對ひし兵ハすや賊穴
も込入りしを時刻を移さず進むべしとゝ忽ち
備を轉ゝて徴集兵を先隊とゐし鎮臺兵を後

軍とゝして川を渡り坂を登りて行く事凡半里餘
あるも頻りも杜丹の方もあらゝ臼砲小銃を
放つ音盛んも聞へさりしゝべかの故さゝ勢
ひを得て時機もよゝしゝべ蕃賊を狭撃ゝ ゐをべし
と息をも休めず急ぎし程も此日午前十時頃杜
丹の地も来着しつ石門口より進みし兵と合も
る支を得さりしのべ躰て赤松少将もハ西郷都督
ふ面謁せゝをて竹社口へ進発より今日ゐ至も

る迄の仔細具さに演説あるべし又都督より石門口より進撃の次第を一一事低々と述らるゝ左右さゝうち風港口より進撃に及びらる谷少将の一軍も其地に着陣をしつゝ敵を襲ひし形勢を箇様々と報告るゝぞ躰て西郷都督もい谷赤松の両叅軍その他重立らる面々を會合をして謀せらるゝ中ゝ諸口もおいて戦争の其動静を聞く所何もの地にも土蕃等が家を棄て

逃躲るゝい我を怖るゝ者に似ゝもど草茅茂りし裡に潜こて折々狙撃をせる条るゝ威服為うるあるべく斯く不意をのこ窺いる尋常なゝ敵るるべく我兵憤發るもと雖も労せる程の功ゝ見へず今より諸手の兵をりて再び襲撃をせばとて路なき山の限々に躲忍べる土蕃等を獵らん事ハ最も叵く返つてゝ我兵を損せる更もあるべきゝ既に渠が巣穴ハ大半放火せし事も

へ土蕃等山中に潜むとも食せる物のあらざん
い終に自滅に及ぶべんと然るくば我に降伏して
必ず前罪を謝せるに至らん仍て此地に戍兵を
残し尚まゝ一隊の兵をもて諸所の蕃地を探索
あさしめ其餘の一先凱陣せべしと評議決定し
らしゝが其日も昏に及びしゝば総軍开処に宿
陣しつ次の日四日引拂ひの准備して更に徴集兵
一小隊十九大隊一小隊を杜丹の地の戍りに残

し西郷都督を始めとして三口の総勢悉く双溪
口まで退きつ又徴集兵の一分隊を國分其引俱
して再び蕃地に趣き所々探索に及びしゝ
ど人影さへ見へさせず稍退くんと為る時
七八丁も隔りし傍の山の頂きに土蕃等三十人
許出没あせるを見つけしゝば夫撃取せと言ふ
より疾く兵を山手に向ひしに蕃賊忽ち逃
失せその踪蹟を見とむる能はず仍て退き去ら

んとせば又草茅の間より土蕃等小銃を打掛
けとり射方大いに駭きしうども幸ひおして死
傷もあらねい彼の草茅の裡を猟せど何所へ走
り去りこるゝ更ゐ行方知せざる故詮術あさわ
立眩り事徒々と報知るゝぞ都督等評議ゐ及び
せゝ所々ゐ分営を設けゝ熟蕃よりして生蕃
い食糧及び弾薬等を送るべきの道を遮り倘土
蕃等ゞ襲いん時いてせを防ぐの備を做して駈
て凱陣せゝ〳〵り偖ま〳〵風港口より進こし谷
少将の麾下の兵士等ゞ途中ゐ於て捕へ眩りし
彼の蕃族の一少女を稍本営ゐ召俱し到りて都
督の電覧ゐ備ふるぞ参軍参謀自餘の衆まで
かの〳〵是を見らるゝ年齢十一二歳ありべく
顔色甚ど黒くして眼ゐ落込こる形ちあるゐ眼
と眉の間最も近く鼻低く口常躰あり此少女の
巻ゐ出せり合固より野蛮の事ゐせば面ゐ手足
せ見るべし

洗ふゝ稀なる常なる跣足で砂石の間を奔走なせる事なせべ足の裏の強き支死然猫の土踏の如し適熟蕃等を以て渠と問答を做しむるる双方の言語異なるゝ故る其言ふ所歟〻通せ然せべ何せの人種なる何者の子と言ふ事を聞定むる支能はねべ姑く養ひ置くべし〻〻程なく西郷都督より白地の浴衣と緋の（メリンス）の女帯をべ賜はりしゝべ少女なるとせを着せ〻む

せべ元是なるど人間故久しぶりなる日本の童女を見るる心地せるゝ何せも故郷を思ひ出し丁卒ゝる帰心を生ぜ〻とぞ斯の如くなる衣類なるど少女なる手當ありしゝへ這回蕃地征討なつき賄方を命じ〻せ數十名の人夫を召連せ此地なる從ひ来し所の大倉喜八郎と言ふ者なる件の少女を預けゝせしゝが後喜八郎帰國の刻蕃地事務局の命なるより彼の少女をべ伴ひて遂なる東京な

来りしを件の少女を改めて本革屋町一番地を
住せる上田発太郎といふ者を御預け申すあり
る處此上田氏の取扱ひ至つて懇切を尽して
常に老實なる婦人を選んで渠が傍を看護なさ
しめ言語挙動はさすがに手習縫物何くれとお
く女の為べき業を學ばせ専ら皇國の風俗を
化せしめんとは盡力なきよし這へ是七月中旋
の事なれど又物語り始めて返る尓程を蕃地なれい

既に曩にも言ふ如く彼の三方より進撃せし全
軍凱陣せし後は双溪口風港口その他要害の場
所々々に追々兵営を設けつゝ兵士等一週日毎に
本営よりしだい交代あり最厳重に固めしうば夫
より後は野蛮等も遠く深山に躲せるを粗撃
も及ぶ者もあらねば我より又こちを撃ち然
ば此地の滞陣は何時を限りと期し難けれども亀
山の本営へ言ふに及ばず瑯琦の分営へも兵粮

其餘の用品を本邦より運送あり且つ木材を取下して都督府兵営病院をも追々に建築して永住の策を設くるの准備専らありしかば此事支那に聞ゆるより彼國にては臺湾に我が兵久しく滞留ありて異存ありてのことなりんかと大いに苦慮する所やありりん近頃追々臺湾府（此島の西部なる支那の管轄地なり）に人数を送るの聞へありて始めて我が兵臺湾へ渡来ありぬる時に方りて既に西郷都督より厦門領事福島九成をもて清國の福建総督李鶴年といふ者に書を贈らしめ趣きるへ去年副島大使をして清の政府へ談判に及びたる旨趣ふより這回蕃地へ問罪の師を差向るに至りては清の鄰境なるが故に騒擾なからさる事を報知し且つ湾地にて互市なる所の中外の商人等が我が兵臺島に至るを聞き兵器を土蕃に鬻ぐ者あるべきを測り亟し斯の如き

の挙動ハ固より法の許さゞる所厳〻禁止お
りゝ処なれど申し送らるる所又彼の李鶴年お
りして遣ハしゝ返書ハ臺湾の全島ハ総て
清國の所轄なれバ土蕃お残暴の行ひあゝへて
事を誅伐なんぞ其権獨り支那お有り何ぞ日
本政府の関する所あるべきなんど意外の事を
言ひ送り尓ども西郷都督ハ曩お副島大使
より支那お談判ありし時お以て既お総理衙門お

於て毛氏董氏の両大臣より臺湾の東蠻ハ支那
の化外の民お事ゞ是を伐つと伐ざるハ一お貴
國の意お任せと返答ありし趣きなりお殊更勅
命を奉しゝこ事まて出張おしなゞら李鶴年
等ゞ左右と言送りゝる事ありとゝ夫等の事お
拘りて機會を失ふべきおあらねバ全軍此地お
登岸して事の変おハ及びしあり仍て在留の兵
士等も何時支那より軍艦を差向け我ゞ挙動お

ハ尋問ヲ及ふべきやヲ測ら難きと思ひ設けし
其折うら六月廿一日の黄昏ヲ清國の軍艦二艘
黄龍の國旗を翻へし北の方より乗込来りて我
が陣営の海口ヲる琅嶠灣ヲ投錨せり我が兵い
まだ仔細を知らねど渠等定めて上陸せば必ず
難題を言ひうくべし其應接の次第ヲよりてい
ろを生ずる事りやあらんと評議紛々たる処へ
其夜卒うヲ事務局より陣中ヲ觸示きるゆう

今日支那の軍艦来りて都督ヲ面會をしたき旨
を使を以て言ひ越しこせば明日謁きべきの段
返答ヲ及び置うり余ハ應接の模様ヲよりてハ
遂ヲまゝ兵端を開くべくヲ計らせば萬一這所
ヲて攻撃ヲ及ばゞ四方の総て敵地ヲるヲへ逃
うづきの所なし兵士等ハ言ふヲ及ぶを工匠諸
職人ヲ至るまで我日本人たる者いかのく
身命を擲ちて力を盡し命を致し以て國恩ヲ報

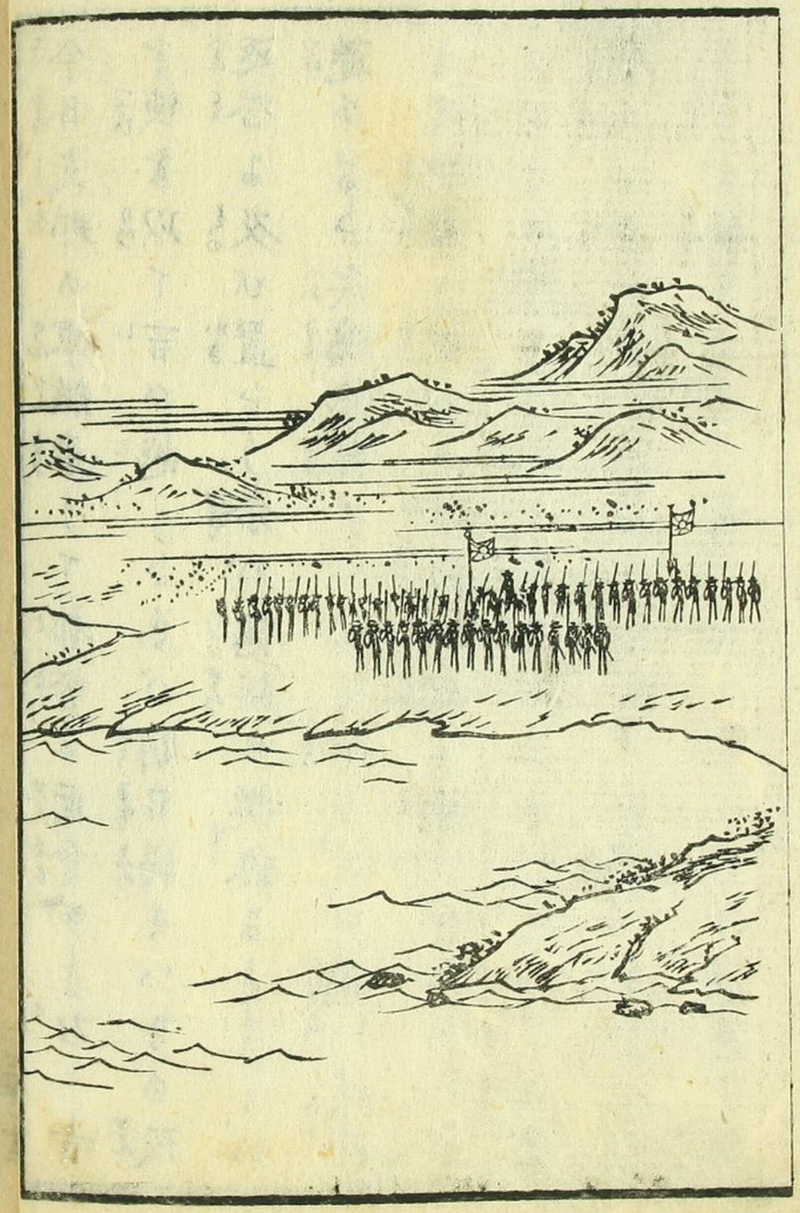

二隻の軍艦で清使南来る

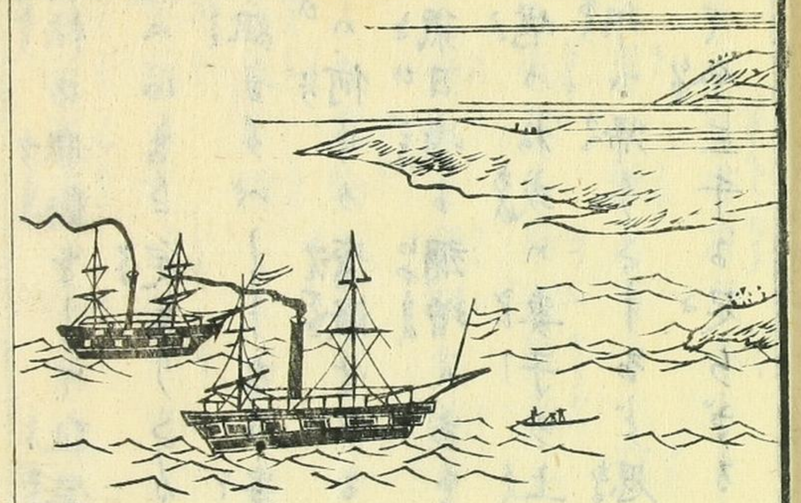

もべし努々怖怯の挙動をして恥辱を海外に貽
さべうらぞ這へいまだ定まりうる事なしに在
らねども其心組あるべしとなり爰に至りて報
國の志ある士は何ぞ奮激せざるべき腕を撫
り齒を咬て勇氣日頃に彌増もあもび中にも炎
暑の烈しきに堪うれば或は妻子の上にも楽じて
一日も疾く本邦へ帰りうしあど思ふ族は今宵
の布達に驚ひて今三千に足らざる兵にて支那
の大軍に囲まさべば百方力を尽ともも生て一個
も本朝へ皈らん事は恢ふまじと竊うに歎息に
堪ずも在らんと去ども卑夫雑卒に至る迄皆が
に倭魂ひあさへは決死と覺期を做まる於ては尓
ぞうりに見苦しき挙動はあらじと思はもるる
左右ぞうち其夜も明て廿二日の早天に至さ
べ彼の二艘の軍艦より清使州郡副都督を始め
こもる次て臺灣道憲及ひ佛國の（ミストル）にて長

清國の信任を得たる（ギクヱール）（セコンザック）の
兩名等護身兵若干を倶しておの〳〵上陸する及ぶ
ところ我もまた豫て准備あり薩州の徴集兵ハ何も
舊裝を着用ゐし其餘の隊ハ洋服を打扮こなせを
海岸に迎へ我が本營の北に當る（チヤシアン）
の村に設け置たる渠が旅館へ護送ゐる隊伍
よく整ひて威風凜々たる躰を彼の佛國の（ミス
トル）なる（ギクヱール）とも見て大いに驚き且つ
感じて今日本の兵を看るに進退の法度ある西
洋の兵士と言ふとも能くこれに加ふるあるべ
き頻りに歎賞為たりとぞ斯て清使の一行ハ彼
の（チヤシアン）の旅館に入りて姑く這所に憩ひて
然して本營に來るぞ西郷都督待受けて主客
互ひに禮を施し相揖讓して坐に就たる一方ハ
清使州郡副都督及び道憲（ミストル）等の四名羅
列せり這方ハ都督西郷氏只一人の應接ゐて餘

ハ譯官等ガ侍ラノミ參軍參謀の方々ハハ咸其
席ヘ找ム吏ヲ〳〵間を隔ツる所より如何ある事
を支那人ガ吐出をやと息を呑ミ耳をそばだて
聞く程ハ稍あつを清使ハハ形容を正し〳〵言
ひ出ラさう。我ガ州郡都督沈葆鎮ある者正使
こして此島へ来航為せしハ不幸ハして病ハ罹
り今臺灣府ハ滞在せり仍て時日の後ハ進んを
恐レ僕をして渠ハ代らしめ以て其事を辨理せ
しむ既ハ卑職先達て此臺灣へ向ハんと我ガ上
海まで来りし時貴國の使節柳原氏北京へ到ら
るゝの途中彼地ハ於て邂逅しつ這回蕃地の事
件ハ就て縷々應答ハ及びこる夫等の事の趣き
を君ハハ傳承せしやと問ひ掛らせて西郷
都督ガ聊ガ存ジ申さばと言ふる清使ハ頷きて
然らバ問ふべき事のあり此地へ支那の所轄ハ
るを貴國問罪の師を発せんハハ先づ豫め敬邦

を報知せらるゝ事あらば敵邦もまた兵を出し
相援ゐて諸共に残暴をせる野蠻等を誅伐に及
ぶべきを夫等の報告をきゝより今現に兵馬を
發し卑職此地に向ふと雖も貴國既にその功を
奏せらるゝ後をまゝ我遂に機會を失ひ復用
ゆるに所あし這はまた何等の故ありやと詰る
を都督は聞あへず其義を於ては既にしるし去年
副島大使なる者貴國に到り總理衙門と問罪の

師を向るの趣意つ詳に談判せり然らば則ち貴
國に於てこゝを知らざる事あらんやと言ふに清
使いうち按じて何ぞ貴國の牒状は暴に北京
より使人をもて州郡に発遣せしうど我福州に
在るが故に北京よりは道遥うあるに嶮悪の路
あるをもて數十日を経さるうへ始めて達する
に至るゆへ事機に後るゝ所ありと此時都督の言
はるゝやう君既に卑職をもて討蠻の功を奏せ

りとするハ過てり卑職土蕃の罪を征するいま
ご全く降服せに仍て今尚この地に滞在し委任
せらるゝ所の務を盡し我が航海する人民の為
める将来の安寧を計らハざんハあるべうよりと
云ふる清使ハ又黙頭て貴論の趣き理あり君そ
の欲する所に随ひ尚駐つて夫等の事を計らん
と言ハゝハ亦敢て妨げあ〻ハ余まどる臺灣の
全島ハ開不開る係らに概ね我國の隷属さるべ

先年琉球の漂民を殘害せ〻る者に於てハ卑職
自らその罪を正し善を褒め惡を懲らして臺
地を鎮撫するべきの旨我が政府より卑職に委
ねらるる所るに土蕃の所置ハ我が輩の行
ふべきの本務なりと此時に傍に扣へらる臺灣
道憲突然と辭を發して問うくるやう我聞く貴
國兵を擧て此臺灣の東岸なる清國の殖民地（ビ
ラム）を侵襲せりと果して眞なるやうけ

否やと言へども西郷都督は更に一言のいまあし這は是都督の意に於て固より（ビラン）を辯ふべき企望なき支論を候とぞ然るをこれを辨解せんとて議論枝葉に渉らん事を慮らせる故なり態と聞かざる者の如く見返りもせで居さりとぞ此うちに清使は豫て携へ来る処の彼の上海にて柳原公使と應答の寫録を出して之を都督に示はるぞ西郷披き見らるゝに柳原

氏云く日本征臺の事に於て唯杜丹蠻族を誅滅し而して将来の慮りなからしめんと欲せるにあるのみ故に全く其功を奏さば則ち踵を回らざして其師を旋さんと其言叮嚀反覆せり時に清使の言へるゆう嚮に貴諭の趣きまは君尚この地に滞在なして将来の安寧を計らいまんにしあるが抑何等の賢策ぞ又施さんと致さるゝや庶幾くは其謂を今審らに語らせよと問うけ

らまくく頭をうち掉り卑職固より定見有り企
どゝも遺蠻等山谷を潛匿し我が兵今なほ諸部を
戍りて全く鎮静せしめあらねば今豫め其処置
を漏洩し亘せの所ありと言ふ城清使ハ打聞て
然らば尚まゝ談ずる事あり既に嚮に言ふ如
く卑職政府の命を蒙り兵馬を引俱し来りて
力の至る所を盡し以て日本の師を援け速に
平定の功を奏せんとの事あるに遺蠻等いまゞ

滅せしめんが我が兵を出て誅撃し聊か貴國の援
助をおさんと言ふを都督ハ聞あへず僕日本政
府より討蠻の大命を受く故にこれを行ふハ獨
り卑職が責なるを奚ぞ貴國の援けを借らん僕
此地に上陸の始め土人のうちなて清國の言語
を善くする者を聞しを彼等ハ曾て清國の轄治を
受る変なし殊さら生蠻の族に於てハ制馭せる
人なきを以て其暴虐を恣にし残害至らざる所

あり。倘勇者の手を借つて之を除る事を得ば實に一國の幸ひなりと仍て卑職こゝを行ひ上は我が政府の明命に答へ下は土人の仰望に副へんと其事十に八九を成せしに今に至りて他の援けを得るとも又夫こゝを何とかせんと弊むを尚もかへし返して清使は更に佛國の(ミニストル)二名も辞を添て只管蕃地の處分をば支那に為さん趣きを交こゝを要せども都督

は断然其談判を謝絶あり又言ふやう既に此地の事件に副島大使の北京に決議あり所のものにて両國間の重事なるを我輩一二の議論を以て妄に變更するを得んや貴國要する所あらば則ち貴國の政府より我が公使柳原氏に宜しく討議致さるべし問罪の師を指揮するは卑職が任にあらず議論の上にて諸君に對し獨断すべきの任なるあらずと言はせて清使も

今更ま又返さべき辞もなく此日の論談決尾ま
至らぜ来る廿五日を期して再議ゐまへき旨を
約し舩て清使等甲乙ハ辞して旅館ま皈りぬ
斯て後廿五日廿六日両日ま八此日の應答ま一
倍ましぬる最も烈しき大議論あり開ハ次の巻
ま記載ものを看て知るべし
編者曰此都督清使應接の一条ハ真事誌ま依
て之を記せり清使の應接中ま八合点の行ぬ
答へもあり此ハ清使の遯辞を為せるゆ又ハ
記者の訛りゆ姑く原の儘を載せて後考を待
つ ○因ま云此書初編ハ齋藤拙堂の海外異
傳等ま依り濱田彌兵衛鄭成功抔の事實を録
し二編よりハ目下の見聞ま処を以て各種
の新聞紙を參考し其中確實の事を編輯し僕
不文ま也ハ柳北漁隠ま依頼して文詞を書燃
り此書を成せり若し間違の廉もあらバ早速

改正しゝ者官に謝すべし

臺灣軍記三編下終

春園暢淨書

三府

發兌

堺屋　仁兵衛
河内屋喜兵衛
須原屋茂兵衛
須原屋　伊八
山城屋佐兵衛
和泉屋市兵衛
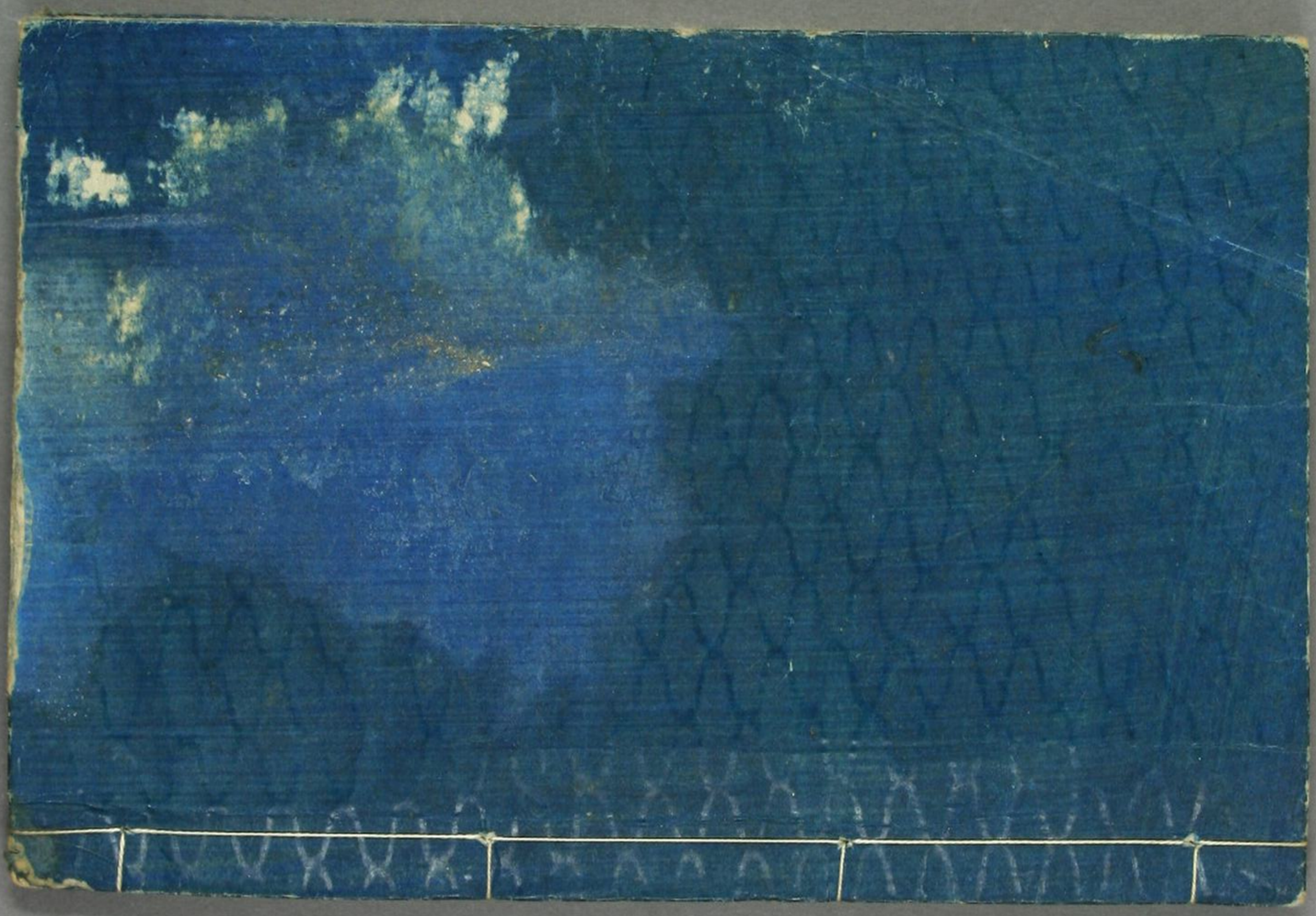
010190518944